

訴 状

2012（平成24）年7月27日

福岡地方裁判所小倉支部 民事部御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 齋藤利幸
原告 別紙原告目録記載の通り

〒811-4305 福岡県遠賀郡遠賀町松の本5-2-9
齋藤利幸法律事務所（送達場所）
原告兼原告ら訴訟代理人
弁護士 齋藤利幸
TEL 093-293-6111
FAX 〃 - 〃 -8010

被告
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
被告 北九州市
市長 北橋健治

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
被告 宮城県
知事 村井嘉浩

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金1562万0000円
(原告1人10万円×142+142万円)
貼用印紙額 金6万8000円

請求の趣旨

- 1 被告らは、連帯して、原告らに対し、それぞれ一人あたり金10万円及びこれに対する本訴状送達の日より支払済みまで年5%の割合に

- よる金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
 - 3 仮執行宣言

請求の原因

第1 当事者

- 1 被告北九州市は、訴外北橋健治を市長とし、同人を公権力の行使に当たらせている地方公共団体である。
- 2 被告宮城県は、訴外村井嘉浩を知事とし、同人を公権力の行使に当たらせている地方公共団体である。
- 3 原告らは、被告らが推し進める宮城県石巻市の震災廃棄物(以下「がれき」という)の搬出・搬入・焼却によって、種々の精神的苦痛を被る立場にある北九州市民やその他の住民である。
- 4 (1) なお、いうまでもなく本件違法行為者は北橋建治市長、村井嘉浩宮城県知事個人である。しかし国賠法上、個人責任の追及を許さないのが最高裁判例であるので、北九州市や宮城県自体に本件訴訟を提起せざるを得なかった。
(2) しかし、本来同市・県は、同人らの被害者であり、北橋市長並びに村井知事は本件請求が認容された場合には、自主的に市・県に弁償すべきことを付言する。

第2 被告らの数々の違法行為

訴外北橋健治並びに訴外村井嘉浩は、市長並びに県知事としての権限の行使にあたり、以下に述べる各違法行為を行い、よって、原告らに対して耐え難い精神的苦痛を与えている。

1. 広域処理の違法性<その1> 業務委託契約の無視

(1) 震災がれきの処理に関する鹿島JVとの業務委託契約の存在

- ① 宮城県では、被災市町から受託した分を4つのブロックに区分けし、震災がれきの処理を行っている。
石巻市のがれき(一部)は、石巻ブロック(石巻市、女川町、東松島市)で処理することにし、宮城県が受託した分は、鹿島・清水・佐藤・飛島・竹中土木・若築・橋本・遠藤特定建設工事共同事業体(以下「鹿島JV」という)によって落札され、中間処理と最終処分を目的に、昨年9月16日に1923億6000万円の巨額で業務委託契約している(甲1)。
- ② i 鹿島JVに処理を依頼しているがれきの総量は、685,4万ト

ンでその内訳は、以下の通りである。

石巻市（581万トン）

東松島市（83.5万トン）

女川町（20.9万トン）

ii 但し、その後宮城県により震災がれきの見直しがなされ、石巻ブロックのがれきは、半分以下(実に45.5%)の312万トンに減少している。

③ したがって、以後石巻市を含む宮城県の震災がれきの処理については、鹿島JVがそのすべての履行責任を負った。

(2) 震災がれきに関する権限は宮城県に存在しない

① i 宮城県と鹿島JVとの契約上は、石巻市のがれきの処理権限は鹿島JVに移っていて、宮城県には存在せず、その必要性もない。

ii それにもかかわらず、宮城県の村井知事と北九州市の北橋市長は、この石巻市のがれきの一部につき、これを北九州市に搬出・搬入し、北九州市をして焼却処分させようとしている。

iii これは、環境省が、宮城県並びに岩手県で発生した震災がれきの一部を、日本全国の自治体に焼却等の処分をさせようとする、いわゆる広域処理方針に乗っかろうとするものである。

② i しかし、北九州市が、宮城県から鹿島JVが請け負った同じ震災がれきについて、さらに処理契約をしなければならない必要性は全く存在しない。

ii そればかりでなく、鹿島JVと宮城県との契約金の支払いも、宮城県と北九州市との契約金の支払いも、同じ震災がれきについて、いずれも最終的には国から支払われる予定であり、北九州市への搬出・搬入・焼却に伴う支払は、全く無駄な国庫金の費消である。

③ 原告らはこのことを、北橋市長には平成24年(以下特に断らない限り、年月日は平成24年とする)7月9日、宮城県知事に対しては同10日に、通告した(甲2・3)。

④ なお、宮城県と鹿島JVとの業務委託契約は現在変更されていないが、極めて近い将来、これらの警告書により、違法行為の発覚を恐れて、広域処理の不必要性を覆い隠すかのような、契約変更が画策されている虞が高い。

(3) 広域処理は利権絡みであることが明らか

① なぜ両者は広域処理を強引に進めるのか、利権が絡んでいるとしか

考えられない。その理由は以下の通りである。

- ② i 北九州市の試験焼却のために運んだ 80 トンのがれき運搬費は 1400 万円、1 トン当たり金 17 万 5000 円である(争いなし)。
- ii 北九州市が宮城県と結んだがれき処理費は約金 1334 万円、1 トン当たり金 16 万 7000 円である(甲 5)。
- iii 福岡市の可燃物の収集・運搬、焼却、最終処理全ての経費で通常 1 トン当たり金 1 万 8000 円 (なぜか北九州市は 3 万 9,200 円と非常に高額なようである) である。
- iv 阪神淡路大震災のがれき処理費は金 2 万 2 千円と言われている。
- v 以上に比較し、本件の処理費用は運搬費金 17 万 5000 円(あまりの高額な費用に非難が集中し、船便にしてトンあたり金 9 万円前後に抑えるといわれているが、それでも、鹿島 J V の契約からすると全く不要な費用であることに何ら変わりはない)に加え、1 トンあたり金 16 万 7000 円は、通常(福岡)の処理費用金 1 万 8000 円の 10 倍近い費用である。合計すると、金 34 万 2000 円(運賃を 9 万円に抑えるとすると金 25.7 万円)という莫大な金額がかかり、鹿島 J V の 3 万円の 11.4 倍(8.5 倍)である。

なお、この 9 万円には運搬費も処理費も含まれているというのが最近の報道であるとされている。

しかし、そうすると逆に、なぜ試験焼却においては、総額 34 万 2000 円という莫大な金額になったのか、多大な疑問が生じる。もし、9 万円で全てを処理するのが事実とすると、原告らの 2 重契約や国庫金詐取の指摘を受けて、出来るだけ圧縮して非難を免れようとしているのではないかとの疑問が生じる。逆に言うと、ばれなければこのまま高額なままで押し進めようとしていたのではないかと思われる。いずれにしても、疑問は全く払拭されていない。

- vi そして、阪神淡路大震災の処理費金 2 万 2000 円に比較し、物価の値下がり等を考えれば、鹿島 J V のトンあたり 3 万円も相当高額であり、疑問のある金額である。この阪神淡路大震災の処理費金 2 万 2000 円と比較したとき、本件処理費用金 34 万 2000 円(25.7 万円)は実に 15.5 倍という異常な金額なのである。

仮に、運送費と処理費込みで金 9 万円であるとしても、試験焼却との異常なさは疑問を増加させるものである。

即ち、鹿島 J V に任せておけば、なんの負担増加もないのに、北九州市に搬出・搬入という形を取ることによって、総量約 8 万トンであれば、実に金 273 億 6000 万円 (205 億 6000 万円) という国庫金の負担増となるのである。震災のどさくさにつけ込んだ、復興費用

のぶんどり策である。

- ③ i がれき処理に係る異常に高い運搬費・処理費に全く無駄な、しかも巨大な金があるのなら、現地で使うべきである。
 - ii あるいは本当に被災地救済というのであれば、今回の大震災で深刻な被害を受け、かつ同時に原発震災のダブル被害を受け、復興がより困難な福島県を真っ先に支援しなければならないはずである。
 - iii ところが北橋市長はこの問題については沈黙してごまかそうとし、タウンミーティング等により質問を受けても、なにも応えられなかった。
 - iv とりわけ福島の子供は、通常の子供の甲状腺異常は 0.8%，即ち 1000 人に 8 人なのに対し、35.1%即ち、1000 人に 351 人以上という、恐ろしい結果になっている。このまま放置され続けると、より重篤な状態、即ち甲状腺癌への移行やその他の身体症状にいたる危険性が極めて高い。がれきを動かすよりも、人を早急に動かすことが緊急の課題なのである。
- ④ それにもかかわらず、「石巻を救う」などと白々しいことを平気という北橋市長の言動は、倫理性にかけるものである。まだしも「利権が欲しい」とはっきり言う方が潔い。
- (4) 結局、北橋市長と宮城県知事は、鹿島 J V と宮城県の業務委託契約を全く無視し、あまりにも倫理性に反した虚偽理由を弄んで不必要ながれきの搬出・搬入・焼却を行い、これに伴う利権を獲得して、原告らはもちろん、市民・近隣住民の健康被害、風評被害を煽り、その不安を著しく増大させている。

2. 広域処理の違法性<その 2>

3/12 決議と市長としての法令違反の強行による諸行為の無効

(1) 北九州市議会決議

- ① 北九州市議会は、3月12日に、「東日本大震災で発生したがれきの受入に関する決議」を行った（甲 6・以下「3/12 決議」という）。
- ② これは、環境省が推し進める、いわゆる広域処理方針を推進しようとするものである。

(2) 市長の義務

- ① 市長はその決議を尊重するとしても、市長としての立場から、地方自治法はもちろん、その他のあらゆる法令に照らして、これらに適合するよう、適法な判断のうえ、事を進めなければならない。
- ② また、住民の権利や利益を損なうような判断は、そもそも市長とし

ての存在意義そのものに反する違法なものであり、到底許されない。

③ 同様に村井知事も、宮城県政を行うにあたり、適法に行う責任を負っており、違法な権限の行使は認められないものである。

(3)① 北橋市長は、試験焼却と称し、北九州市に、5月23日から2日間にわたり、石巻市から運び込まれた放射性物質等に汚染された震災廃棄物（以下「がれき」という）80トンを焼却処分させた。

② 原告ら住民等の多くの人々がこれに反対していた(甲7~13)。

(3) 法律違反による無効

① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律によると

ア『第四条の二 放射性同位元素又は放射性汚染物を業として廃棄しようとする者は、政令で定めるところにより、**文部科学大臣の許可を受けなければならない。**』

イ『第三十四条 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行わせるため、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者のうちから、**放射線取扱主任者を選任しなければならない。**』

とそれぞれ定める。

② これらは放射線障害から市民を守る極めて重要な規定である。

しかし北橋市長はこの規定を遵守せず、文部科学大臣の許可を受けず、かつ、通常的人员配置のままに試験焼却を実施して、原告ら市民等に、**放射線障害等の危険に陥れる違法を敢行した。**

③ この様な違法な方法により取得された、いわゆる**試験データ**も違法を帯びた無効なものである(地方自治法2条16・17項)。

④ 被告北九州市は、今後2年近くにわたって行われる本焼却についても、この**違法データ**を用い、かつ、**文部科学大臣の許可も放射線取扱主任者も欠いたまま**でがれきの焼却処分を継続させるという**二重の違法を重ね続ける**ことは確実であり、原告ら市民の健康不安も一層深刻・甚大である。

(4) 試験焼却のデータの無意味性

① しかも、試験焼却であれば、受入予定の $100\text{bq}/\text{kg}$ に近いがれきでなければ、それが市民にとって安全無害なものかどうかなど知りようがないのに、たった $8\text{bq}/\text{kg}$ という全く意味のない試験資料を用い、危険の生じないような代物を使った焼却であり、試験方法も出鱈目極まりないものである。

最初から放射能安全神話をばらまくことを予定したものでしかなく、市民の安全を全く考慮しないものであった。

② 即ち、この様な試験焼却の態度自体、市民の不安を欺くための詐欺に等しいものであり、不誠実極まりないものである。市民の健康や風評被害など全く意に介さずに、受入ありきの態度を表明するものである。

③ 案の定試験即手結果は、多数の放射性物質(核種)のうち、セシウム134・137しか測定対象にしない、杜撰極まりないものであった。

(6) そもそも試験焼却としての80トンのがれきの汚染度が8Bq/kgとすること自体全く疑わしいものである。なぜならば、この点に関する環境省の資料自体が、石巻市の可燃物の汚染度は101-171Bq/kgであるとしているからである(甲17)。

環境省の資料さえ偽る測定結果に全く信用性はない。

(7)① ところが北橋市長はこのように違法に取得され、信用性も全くない試験結果をフルに使い、がれきの焼却は「安全・安心・絶対に安全・食べても大丈夫」などと、市民への放射能安全神話をばらまき、その浸透を徹底されている。

② そればかりでなく、小学校や障害者施設にまでばらまき、子供まで洗脳しようという違法の徹底ぶりである(甲33)。

③ 小学生や障害者は批判力がなく、言われたことをそのままに受け入れてしまう性質がある。

それだけに、一方的な意見を押し付けることは厳禁されるべきであり、このようなことは為政者にとって当然のことであり、法律以前の倫理の問題である。

すなわち、本来的に市民を守る立場にある為政者はこのような人格権侵害である卑劣なことは行わないものとして信頼されているのである。北橋市長の以上の行為は政治倫理を完全に無視した強い違法がある。

(8) 原告らは、この様な北橋市長並びに、これに荷担し続ける村井知事の法律違反行為にたいし、厳しく批判してきたが、一向に改めようとせず、違法かつ危険なガレキ焼却に邁進していることにより、筆舌に尽くしがたい精神的苦痛を被っている。

3 広域処理の違法性<その3> (地方自治法違反)

(1) 試験焼却におけるがれきの搬出ならびに運送費の支払い先

① 試験焼却のためのがれき80トンの運送費用は金1400万円であった。

② これが宮城県との契約であれば、宮城県から搬出され、かつ支払がされたはずである。

- ③ しかし、実際の搬出並びに支払は、鹿島 J V から北九州市に対してなされている。
- ④ このことは、宮城県と鹿島 J V との業務委託契約の、下請けとして北九州市が試験焼却をした事実を物語っている。

(2) 自治法違反の事実

自治体から民間に業務委託されたものを、さらにその民間から、別の自治体に業務委託する(下請けに出す)などということは、本来あり得ない事である。なぜならば、自治体間の取引に業者が入ることにより、業者はリベートだけ得て仕事はしなくて良いことになる。全く無駄な支払であることは明瞭で、地方自治法の理念に真っ向から反し(第 2 条 14 項)、許されないからである。

(3) 北九州市の利権あさり

- ① また、民間である鹿島 J V が、最終処分まで含めてトンあたり金 3 万円で請け負ったものを、運送費だけで金 17 万 5000 円(処理費も金 16 万 7000 円と桁違いに高い)もかけて下請けに出すことなど絶対にあり得ない。なぜならば、鹿島 J V は企業であり、採算性を度外視して下請けに出すことなど、経験則上考えられないからである。
- ② 以上の鹿島 J V の動きは、鹿島 J V はトンあたり 3 万円の利益はすべて確保した上で、北九州市にがれきを搬出してなにも処理をせずに北九州市にまかせ、北九州市に生じる費用は、全て、再度国庫から支払わせることを意味している。全く不必要な税金の無駄遣いであり、到底許されない。北橋市長の、住民の安全を無視した、利権あさりであることが明らかである。
- ③ 北橋市長と村井知事のがれき搬出・搬入・焼却に関するこれらの行為は、地方自治法 2 条 14 項に明らかに反し、それ故に同法 16・17 条により無効なものである。
- (4) 原告らはこの様な北橋市長並びに村井知事の違法行為により、がれきの焼却による深刻な健康被害や風評被害の危険性をおわされ、著しい苦痛を被っている。

4 広域処理の違法性<その 4>契約主体の偽り

- (1)① 試験焼却のために搬出・搬入されたのは、鹿島 J V の権限(管理)下にあるがれきであった。
- ② 現に試験焼却における運送費の支払いは鹿島 J V からなされている。
- ③ したがって、試験焼却のための搬出・搬入に関する合意は鹿島 J V と北九州との間でなされるべきものであった。

- (2) しかるに、試験焼却に関する合意は宮城県と北九州市の間でなれている(甲4・5)。
- (3) この契約書等は契約主体を偽ったものであり、違法・無効なものである。
- (4) しかも、宮城県が契約主体であるならば、その前提として鹿島J Vとの業務委託契約を変更してから行わなければならない(次の5項に詳述)のに、この点も無視したものであり、二重の無効原因がある。
- (5) 原告らは、この様な違法無効な手続により、試験焼却が強行されたことにより、著しい健康不安、風評被害不安を余儀なくされた。

5 広域処理の違法性<その5>

(宮城県の議会手続無視による北九州市との契約の違法無効)

- (1) しかも、今回の処理の違法は、鹿島J Vとの契約はそのままなのに、鹿島J V管理のがれきを、北九州に搬出しようとしていることに端的に表れている。
- (2)① 鹿島J Vとの契約がそのままなのであれば、鹿島J Vにがれきの処分についての権利(義務)があるのであり、宮城県が処理できる何らの権限もない。
なぜならば、
ア 宮城県は鹿島J Vとの契約締結に付き議会の議決を得て地方自治法第234条5項に定める有効な契約書となるものとしている。
イ この契約により、宮城県は、上記議決以後、震災がれきに関する管理・処分権は鹿島J Vにあり、宮城県には存在しない。
ウ それ故に、宮城県がそのがれきに、北九州市に再委託するのであれば、一旦がれきに関する管理・処分権限を取り戻す措置を講じなければならない。
そのためには、議会の議決を経なければならない。
エ しかし、宮城県と北九州の契約がなされた時点で、未だ鹿島J Vとの有効な変更契約(議会の議決を受けた鹿島J Vとの変更契約)はなされていない。
オ したがって、北九州と宮城県のがれき搬出・搬入・焼却処分に関する契約は、何ら権限のない宮城県との間に行なわれたものであり、無効である。
- ② しかも、この様な違法無効の契約締結は、北九州市の方から持ちかけられている。
宮城県側は、この様な違法を避けるために、鹿島J Vと北九州市と

鹿島 J V との契約を望んでいた(この場合でも違法なことは<その 3>に記載の通り)。

ところが、北九州市の方から業者とは契約をしたくないと持ち出され、結局宮城県との虚偽契約締結 (<その 4>に詳述) になったのである。

- (3) 宮城県は、9 月以降に、鹿島 J V との契約変更をして辻褄を合わせようとしているが、議会無視の違法・無効は免れない。したがって、7 月下旬ないし 8 月上旬に宮城県と北州市が締結する合意(協定、業務委託契約等)も無効である。
- (4) 原告らは、以上のような違法無効があるにもかかわらず、がれきの搬出・搬入・焼却を推し進めようとする北橋市長並びに村井県知事の違法行為により、試験焼却に置いては既に、本焼却においても、がれきが搬入され、焼却されて、健康被害や風評被害を受けるのではないかとの著しい精神的苦痛を被っている。

6 広域処理の違法性<その 6>国際法違反(甲 15)

- (1) 何よりも廃棄物処理の原則は、有害物質を拡散させないために廃棄物が生じたところで処理する、そして放射能は拡散させず閉じ込める、これが原則である。広域処理は放射性物質の取扱に関する国際的合意である「希釈禁止の原則」にも反する。
- (2) ドイツ放射線防護協会の勧告には以下のように記されている。
 - ① 放射線防護においては、嚴重な防護措置を取ることを避けるため、放射能等で汚染されたゴミを、汚染されていないものと混ぜて「安全である」として通用させることを禁止する国際的な合意がある。
 - ② 日本の官庁は現時点において、地震と津波の被災地から出た瓦礫の範囲で、この希釈禁止に抵触している。ドイツ放射線防護協会は、この「希釈政策」を停止するよう、緊急に勧告する。

さもなければ、日本の全国民が、忍び足で迫ってくる汚染という形で、第二のフクシマに晒されることになるであろう。
 - ③ 焼却や灰の海岸の埋め立てなどへの利用により、汚染物は日本の全県へ流通され始めているが、放射線防護の観点からすれば、これは惨禍である。そうすることにより、ごみ焼却施設の煙突から、あるいは海に廃棄された汚染灰から、材料に含まれている放射性核種は順当に環境へと運び出されてしまう。放射線防護協会は、この点に関する計画を中止することを、早急に勧告する。
- (3) 北橋市長並びに村井知事の放射能汚染がれきの搬出・搬入・焼却処

分はこの様な国際合意に違反する違法がある。

ことに、試験焼却においては一般廃棄物(北九州のもの)と汚染がれきを、9対1の割合で混合して焼却しており、この国際原則に反していることは明らかである。

- (4) 放射性物質ばかりでなく、今回の震災がれきには、重金属、有害化学物質、アスベストなどが含まれている危険性がある。

即ち、東日本大震災の津波、地震、火災などにより工場や事業場も破壊され、鉱山鉱滓堆積場の決壊や金属製錬所の損傷による重金属の流出、石油化学工場や製紙工場などの損傷による有害化学物質の流出、クロム・銅・ヒ素系の木材防腐剤を塗った柱材・角材の流出、建物の破壊によるアスベストの飛散・流出などが起こったために、震災がれきに重金属、有害化学物質、アスベストなどが含まれている可能性がある。

北橋市長が受け入れようとしている石巻市では、表層土壌から基準を超えるヒ素、フッ素、ホウ素などが検出された(甲16)。

モーニングバードにおいて、細野環境大臣はこのことを下記の通り再三強調し、したがって埋め立て処理は出来ないと結論付けている(甲38)。

『細野：たとえば建設資材なんかだと、たとえばヒ素であるとか、クロムであるとか、ま、ヒ素っていうのはかつていろいろな事故がありましたよね。

土壌汚染であるとか、場合によっては、えー、それが周辺環境に影響を及ぼす可能性もあるんですね。

細野：玉川さん、それはちょっと誤解を生むので、あの一明確に申し上げたいと思います。

これは環境省の中で、相当技術者も含めて議論したんです。世界の状況も調べました。

たとえばドイツもかつてはそういうやり方をとっていたけれども、今はですね、完全に規制をしています。

玉川：それはドイツだけじゃないですか？

細野：いや、違います。世界がもうそういう潮流です。

.....

流木も入れていいだろうという判断をしたんです。

ただしそれ以上の物については安全性についてですね、これは我々はお約束はできないと、で、クロムやヒ素というのは、これは猛毒です。

玉川：だいたい建築廃材でしょ？クロムやヒ素なんていう猛毒な物が、建築廃材の中にそんなに高濃度で入っている？

細野：入っている

玉川：だって、今回のがれきってというのは津波とかによって破壊された家屋とかがメインですよ。ね？そういうふうなものの中に

細野：家屋の中に入っている

玉川：環境省のお身内を考える気持ちはよくわかる。

細野：それは違う、それは違う

私は政治家だから、官僚とは違うので役割が違うんですよ。本当に災害の時にやらなければいけないことはやります。ただです、本当に環境でこの一線だけは守らなければという、彼らが長年積み上げて議論してきたそのクロムやヒ素の問題までさらに埋めろなんて、これは言えませんよ。』

細野環境大臣のこの再三の発言は、いわゆる広域処理の問題点を端的に映し出している。

即ち、環境省は、埋め立て処分も出来ないような極めて危険ながれきを、広域処理と称して日本国中にばらまき、埋め立て処分よりも格段に汚染が拡大する、焼却処分を推し進めているという恐ろしい事実である。

また北橋市長並びに村井知事は、この様な環境省の危険な政策をなんのためらいもなく推し進めていることである。

市民の健康を守る市長の立場からすれば、震災がれきの厳重な事前検査が必要であるが、今回の広域処理ではまったく考慮されていない(地方自治法2条14項違反)。

- (5) 原告らは北橋市長と村井知事の、身体生命に危険ながれき搬出・搬入・焼却処分の国際原則違反の行為により、健康被害や風評被害を被る苦痛を味わわれている。

7 広域処理の違法性<その7>

がれきの二重カウントによる国庫金詐取

- (1) また震災がれきの処理費は、国の交付金で支払われることとなり、鹿島JVへの支払は、最終的に国庫金から支払われることになる。
- (2) そして、この鹿島JVの管理下にある震災がれきを、そのまま鹿島JVの処理に委ねれば、何ら新たな支払いは発生しないのに、北九州

に移動させるだけで、北九州市等に新たな支払を発生させることになるのである。

- (3)① しかし、この様な新たな支払は本来不要な支払であって、震災がれきの移動により、国に新たな支払原因と錯誤を生じさせ、この錯誤に基づいて国庫金からの支払を受けるもので（詐取）、詐欺に当たる、極めて違法性の強い行為である。
- ② しかもその詐取額もトンあたり金 34 万 2000 円(運賃を 9 万円に抑えるとすると金 25.7 万円)であり、総量 8 万トンでは金 273 億 6000 (205 億 6000) 万円という途方もない金額である。
- (4)① 原告らはこの詐欺の事実を、7 月 9 日に被告らに通告した(甲 2・3)。したがって、北橋市長は少なくともこれ以降、いわゆる広域処理と称して震災がれきを搬入し、これに関する国の支払を受けることは、詐欺行為になることを確知した。
- ② 村井知事は鹿島 J V との契約者であるから、指摘されるまでもなくこの詐取の事実を確認していた。
- (5)① ところが北橋市長は、北九州市議会に、この二重カウントで違法となる事実を、あえて報告せずに 7 月 19 日、北九州市議会の可決を得た(甲 18)。
- ② その上で北橋市長と村井県知事は、7 月中にも、宮城県議会の鹿島 J V との業務委託契約を無視して、二重にがれきの受入に関する合意をしようとしている。
- ③ さらに、北橋市長は、宮城県石巻市の鹿島 J V 管理下の震災がれきを搬入し、本焼却することによって最終的に国庫金から支払を受けようとしている。
- (6) 原告らは、この様に二重契約、二重カウントによる違法性の強い両者の行為により、著しい健康被害や風評被害を受けるのではないかと強い精神的苦痛を味あわされている。

8 原告等市民に対する情報提供内容の偏頗性・無効性<その 8 >

(1) タウンミーティングの実施

- ① 被告北九州市は、6 月 6 日に「東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理について」と題したタウンミーティングを行った。
- ② その趣旨は、北橋市長が推し進めようとしている震災がれきの広域処理の可否(受け入れるかどうか)について慎重に検討するにあたり、現時点での検討状況を提示し、市民から意見を述べてもらうことにあるとしている。

- ③ i そうであれば、市民側が再三提示している現地処理派(いわゆる広域処理反対)の考えも平等に説明し、いずれが妥当であるのか、市民の理解を深めるべきであった。
- ii しかし、このタウンミーティングにおいては、現地処理派の意見内容は一切説明されず、それどころか、市民からの、宮城県の議会議員が一致して推進しようとする「いのちの森の防潮堤」構想(震災がれきの全てを地中に埋め、その上に盛り土をして直根性のある木を植え、森とする事によって防潮堤機能を果たさせようとする案。広域処理は一切必要がなくなる)の動画提供の要望すら無視して推し進めるといふ、極めて偏頗なものであった。
- ③ このミーティングにおいては、北橋市長の指示により、違法に取得された、焼却試験結果が全面にわたって多用され、放射能に関するものは「何があっても安全・絶対安全・食べても安全」とする、放射能安全神話に全面的に依拠するものであった。
- ④ この様な偏頗かつ違法な資料に基づいた説明であるにもかかわらず、市民の質問は、全面に渡って広域処理に反対する意見が相次ぎ、質問時間が全く足りなくなり、北橋市長らは、時間の到来を理由に挨拶もせず逃げ出さなければならない、惨憺たるものであった。
- したがって、今後 2 年間にわたって継続させる危険な放射性物質やその他の危険物を含んだ震災がれきの焼却による、市民に対する説明責任はなにも果たしていない。

(2) タウンミーティングにおける被告の確約とその後について

- ① i 6月6日タウンミーティングに於いて、Q&Aの冒頭に「市長は既に受入を決めているのか、それともこのタウンミーティングの結果を考慮して決めるのか」との質問が市民から出された。
- ii 被告はこの質問に対し
- 『このタウンミーティングの他に四つのミーティングが予定されている。そこでの意見も聞き、最終的に判断する』旨確約した。
- iii したがって、その後のミーティング(被告北九州市は「説明会」と命名)の結果によっては、本受入・焼却は中止されるはずであった。
- ② タウンミーティングに引き続く説明会は、
- i 平成24年6月8日(金曜日)小倉北区 日明工場
13:00~14:00 男女共同参画センター(定員:165名)
- ii 平成24年6月8日(金曜日)八幡西区 皇后崎工場
18:00~19:00 陣原市民センター(定員:150名)

- iii 平成 24 年 6 月 9 日（土曜日）門司区 新門司工場
15：30～16：30 松ヶ江南市民センター（定員：300名）
 - iv 平成 24 年 6 月 9 日（土曜日） 若松区
19：00～20：00 若松市民会館（定員：800名）
 - v 平成 24 年 6 月 16 日（土曜日）戸畑区
10：00～11：00 ウェル戸畑 中ホール（定員：300名）
 - vi 平成 24 年 6 月 16 日（土曜日）小倉南区
15：00～16：00 富士見ホール（定員：250名）
 - vii 平成 24 年 6 月 17 日（日曜日） 八幡東区
15：00～16：00 九州国際大学 KIU ホール（定員：500名）
- ③ i 以上のように、タウンミーティングでは 4 つといていたのに、7 つに増やされていった。なぜ増やされたのかの説明はないが、予定していた 4 つでは思ったように市民の賛成意見が得られず、急遽、他の 3 つも追加したものと思われる。
- ii このうち 6 月 8 日小倉北区は、被告らが定員 165 名に対し 160 名をやらせ動員したもので、全く参考にならないものであったが(甲 22)、その外の説明会においてはタウンミーティング同様、いずれも地域住民からの深い不安と北橋市長らの説明に対する信用性のなさを表明するものであった(甲 19～26)。
- ④ したがって、市民の意思としては北橋市長が推し進める、いわゆる広域処理には反対であり、被告は 6 月 6 日のタウンミーティングの約束によって、がれきの受入を中止すべきであった。
- ⑤ ところが北橋市長は、アンケートなどによる市民の意思を無視し、6 月 20 日、北九州市議会本会議において、東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物（がれき）の受け入れを表明した。
この点については、それ以前からマスコミによってこの表明が予告されており(甲 3 4)、結局被告は当初から市民の意向を無視する前提でタウンミーティングや説明会を、市民に説明し、納得を得たという口実にする手段として利用していたに過ぎないことが、明らかになった。
- ⑥ 原告らは、この様な卑劣かつ不誠実極まりないミーティングを口実にして、本焼却が実施されようとしていることに、憤慨し、落胆し、また違法なことを全く顧みずに権力で押し通そうとする北橋市長の言動に著しい無力感と苦痛を与えられている。

9 北橋市長による表現の自由の侵害<その 9>

- (1) 北橋市長は、6 月 26 日毎日新聞の朝刊に、「風評被害の具体策は」

との質問に対し、

『市民が冷静に対応すれば被害に結びつきにくい、突然ネットなどの書き込みからデマが広まる自体も想定しネット上を監視する体制も作る。問題が見つかった場合、報道機関を通じて迅速に市民へ情報提供したい。』

と述べた(甲 27)。

- (2) これは本来違法ながれきの受入の強行を邪魔されないように、ネットにおける自由な言論を監視し、場合によってはマスコミを使って表現の自由を妨害することを宣言したものである。
- (3) 公権力による表現の自由に対する重大な脅威であり、憲法に違反する重大な違法行為である。
- (4) 原告らはこの様な違法極まりない北橋市長の行為により、今後はネット監視され、自由な言論まで封じられてしまうのではないかという、著しい精神的苦痛を被っている。

第3 広域処理の必要性の不存在<その 10>

この事実については第2において違法性事由としても少し述べたが、ここでは、そもそも広域処理が不必要なものであり、地方自治法第2条14項に違反する無効なものであることを説明する。

1 広域処理の必要性の欠如(1) 本来的不必要性

- (1) そもそも石巻市を含む、宮城県の震災廃棄物に関する広域処理の必要性は以下の理由で存在しなかった。
- (2) 震災がれきの数量が偽られたものであること
 - ① 宮城県石巻市における震災がれきは当初 685 万トンとされていたが、宮城県により 5 月 21 日に総量の見直しが行われ、312 万トン(-375 万トン)に下方修正された。これはそもそも当初の見積もりが杜撰であり、実態調査が全くなされずに家屋一棟あたり 70 トンという固定数量で機械的に計算され、算出されたせいであり、全く実情が反映されていなかった。
 - ② この様な状態で鹿島 J V に全量の処理業務委託がなされたのであり、本来的に北九州市までがれきを搬出・搬入・焼却する広域処理など必要がなかった。
 - ③ さらに、現実には予定数量の 45%しか存在していなかったのだから、わざわざ北九州市が広域処理と称して石巻市の震災がれきを搬送・焼却する必要性などあるはずがなかったのである。
 - ④ ところが北橋市長は「石巻市から依頼された」「石巻市を救いたい」

などと口実を設け、震災がれきの受入・焼却に執着して、前述のように議会を巻き込んでがれきの搬入・焼却に固執し続けているのである。

- ⑤ 必要性が全くないにもかかわらず、被告らは、総額金 273 億 6000 (205 億 6000) 万円もの費用をかけてがれきの搬出・搬入・焼却を実施しようとしているのであり、これは地方自治法第 2 条 14 項に違反する違法がある。

2 広域処理の必要性の欠如(2)

宮城県の事情の変化による、北九州でのがれき受入の理由の消滅

- (1) 宮城県においては、震災がれきは単なる廃棄物ではなく、生活の愛着のこもった復興資材であると受け止め、全て埋め戻して土台とし、これに土盛りをして直根性(根が真下に延びること)の木を植えて森とすることにより、防潮堤にしようという「いのちを守る森の防潮堤」構想が、宮城県議会の全員一致により推し進められている(甲 28・29)。
- (2) 6 月 25 日から開催された県議会においては、以下のようなやり取りがなされている(甲 30)。

『 横 田 有 史 議 員 : (共 産 党)
広域処理について、一昨日の答弁で知事が「広域処理は費用対効果を考慮し、出来るだけ近いところで処理出来るように検討したい」と言っているんです が、北九州は、どちらに入るんですか？

北九は、やるかやらないかで、てんやわんやになってる。これだけの状況の中で、私はやっぱり費用対効果を考えて、知事の発言通り、やっぱり北九については、ご丁寧に丁重に再検討をお断りするという姿勢が必要だ と思います が、いかがですか？

村 井 知 事
北九さんは、色んなご意見がある中で、いの一番批判を覚悟で手を挙げてくださったということでありまして、これに対しては心から感謝をしなければと思っている。したがって、北九に対するものにつきましては、**予定通り**進めさせて頂きたいと思っておりますが、これにより**いろんな課題等**が出てくると思うので、しっかりと検討材料としながら今後の広域処理を考 えて い き た い と。
その際には、横田議員の仰っている事も尤もなので**費用対効果を**考えてなるべく税金を無駄にしないように、しかもスピーディーに処理出来るようにと。

横 田 :
北九は、7 月に改めて臨時議会を開くんですよ。

だから、タイミングとしては今だと思うんですよ。
だから、そこは知事が英断すればいいんですよ。
そんなとんでもない意固地になって、やっぱり国民の税金ですから。
だから今冷静に、長距離で誰から見てもお金が掛かり過ぎだと思ふような、
これについては素直に見直すという結論を、是非英断をお願いしたい。

村井：

北九については、試験焼却もし、色々議論もしながら、住民説明も進めてやって頂いているので、これについては、予定通り是非お願いをしたいと考えている。

6/28(木)宮城県議会 質問相沢光哉（自民党）

- ・今後の展望を考え、広域処理の見直しを考えるべき
- ・多額の輸送費は強い批判がある

村井知事

防潮堤の復旧、その背後には森の防潮堤の概念を取り入れたより強い海岸防災林や防災緑地づくりなど（略）防災対策を考えてる。
これらを宮城モデルとて世界に発信したいと考えてる。

相 沢 知 事
防潮林については、国においてとか、国の方針に習ってという、必ず前置きが出てくる感じがしており、県が積極的に本当に取り組んでいくところ、なんか滲み出てこないですよ。もう一度、知事の積極的なご発言を頂きたい

村井：

国のお金を使う以上、国の考え方を聞きながらやっていかなければいけないというその狭間で非常に私も苦しんでいる。堤防は決められたルール通りやった上で、その後ろ側になるべく相沢議員の思いがこもったような形で防災林等整備出来るよう努力していきたい。

相沢：

広域処理、なお 114 万トンあるという事で、これは北九との約束もあると思うが。やはり大変住民から色んなクレームが出ている状況から見ると東北、或いは東京、或いは茨城辺りまでの近場のところでお願いしていくという事で良いのでは？

村井：

既に受入を表明して下さった、決まったところについては予定通りお願いしたいと思っているが、今後はなるべく近場で、税金を無駄使いしないように、効率的に処理出来るように努めて参りたいし、何より県内処

理を進めていくという事を**最優先**に考えていきたい。』

- (3) 要するに、宮城県議会議員は、全員のいのちを守る森の防潮堤で行く考えであり、広域処理は不要という考えである。これに対する村井知事の答弁は、森の防潮堤構想には理解を示しながらも、国の立場との板挟みになっていること、しかし広域処理をやるとしても、税金の無駄遣いを無くすため、出来るだけ近場で、本音としては県内処理を進めていく(最優先)というものである。ただ1点、北九州だけは例外だということである。なぜかというと、北九州は最初に手を挙げてくれたので、今更外すわけにはいかないということである。

即ち、北九州を外すと、北九州(の北橋市長)に恥をかかせるという配慮である。

この点に関しては、北橋市長が広域処理として震災がれきの受入を進める理由は、「何を差し置いても(北九州の市民よりも)石巻市民を救いたい」というものであるから、この目的から見ると、宮城県が北九州市に震災がれきを出す目的が逆転してしまっている。ここには北九州市がガレキを受け入れる理由は存在しない。北橋市長のがれき受入の真の目的は、先ほど述べた利権と自分のメンツの維持である。もちろん村井知事の北九州市長に恥を欠かせないなどという配慮が法的に是認される余地はない。まして、この様な陳腐な理由で膨大な無駄遣いが許されるはずもない。

したがって、がれき受入並びに試験・本焼却の強行は、何らの正当性を有しない。

- (4)① このことを極めてわかり易く説明するテレビ番組が、7月5日放送のモーニングバードである(甲 38)。
- ② これは、原告らのこれまでの、広域処理の不必要性、森の防潮堤構想主張等をそのまま裏付ける内容である。
- ③ 北橋市長には、再三強調していた「石巻市を助ける」などという目的は一切無いし、この広域処理について住民保護の観点から反対している札幌市長を始め多くの市長等のような、市民や近隣住民の健康や風評被害を防止する(甲 31)などという観念は皆無である。
- ④ 即ち、札幌市長は次のように言って広域処理受入を拒否した。

『放射性廃棄物は、基本的には拡散させない』ことが原則というべきで、不幸にして汚染された場合には、なるべくその近くに抑え込み、国の責任において、市民の生活環境に放射性物質が漏れ出ないように、集中的かつ長期間の管理を継続することが必要であると私は考えています。非常時であっても、国民の健康と生活環境そして日本の未来を守り、国内外からの信頼を得るためには、その

基本を守ることが重要だと思います。

国は、震災がれきの80%を被災地内で処理し、残りの20%のがれきを広域で処理することとし、今後2年間での処理完了を目指しています。・・・

低レベルの放射線被ばくによる健康被害は、人体の外部から放射線を浴びる場合だけではなく、長期間にわたり放射性物質を管理する経過の中で、人体の内部に取り入れられる可能性のある内部被ばくをも想定しなければならないといわれています。

チェルノブイリで放射線障害を受けた子ども達の治療活動にあたった日本人医師（長野県松本市長など）をはじめ、多くの学者がこの内部被ばくの深刻さを語っています。放射性物質は核種によっても違いますが、概ね人間の寿命より、はるかに長い時間放射能を持ち続けるという性質があります。そして誰にも「確定的に絶対安全だとは言えない」というのが現状だと思います。・・・

私は、「市長として判断する際に、最も大事にすべきこと、それは市民の健康と安全な生活の場を保全することだ」という、いわば「原点」にたどり着きました。

私自身が不安を払拭できないでいるこの問題について、市民に受入れをお願いすることはできません。市民にとって「絶対に安全」であることが担保されるまで、引き続き慎重に検討していきたいと思っています。』（甲31）

市民の安全を守る市長の判断としては当然すぎる判断であり、同様の判断は各市町村長間に広がっている。北橋市長の「放射能は安全・安心食べても大丈夫」との住民に対する真の安全の軽視ないし無視姿勢とは正反対である。

- (5) 本件広域処理が不必要なものであることは、原告らによる以上の不必要性・犯罪性を訴える抗議などにより（甲2・3など）、最近になって可燃物の広域処理を著しくし減縮しようとしている（甲35～37）。
- (5) 原告らは、もはや必要性が消滅しているのにもかかわらず、北橋市長の、この様な放射性物質を始め危険物質による汚染がれきの受入・焼却に対する異常な固執と、これに応えようとする村井知事のがれき搬出により、著しい健康不安や風評被害不安に陥れられている。

第4 原告らの損害

- 1 (1) 北橋市長並びに村井宮城県知事の数々の違法行為は、これまで詳述したように、原告らに著しい精神的打撃を与えており、原告らは筆

舌に尽くしがたい苦痛を被っている。

- (2) 原告らは、北橋市長並びに村井知事に対し、法令違反や、二重カウント、さらには北九州市が、がれき受入をしなければならない理由は存在しないことなどを繰り返し訴えてきた。

したがって両人は違法事実を熟知しながら、放射性物質はもちろん、環境大臣が、埋めることさえ出来ないとする猛毒物が混入している震災がれきの搬出・搬入・焼却を強行しようとしているものであり、故意に違法行為を行っているものである。

- (3) 北橋建治北九州市長並びに村井嘉浩宮城県知事らは、鹿島JVとの業務委託契約の存在を知らず、相互に意を通じてこれを無視し、よって、本来全く不必要であり、また、そのまま推し進めれば当然国庫金の詐取に至る違法なものであることを知らず、あえて広域処理と称してがれきの搬出・搬入・焼却処分を行おうとしているものであり、これらは民法719条の共同不法行為に該当する。

よって、被告らは連帯責任を負うべきである。

- 2(1) 原告らは、以上のような両人の違法行為への邁進により、折角3/11震災による汚染を免れた北九州はもとより、九州とその近隣諸県が汚染されてしまうのではないかと恐怖におののかされている。

- (2) この恐怖は単に観念的なものに留まらない。原告らの調査によつては、たった2日間の試験焼却によつてさえ、30件以上の異常を訴える症状が出ている。これは原告らのメーリングリストのやり取りから分かったものだけであり、実際に住民アンケート調査をすれば、人口の何割かの人々に以上がでた可能性もある。震災がれきには、放射性物質だけでなく、前述のようにヒ素やクロムなどの有害化学物質も混入していることを考えれば、焼却処分自体許されないことである。原告ら住民の精神的苦痛は、非常に具体的な危惧に基づくものである。

また、近隣諸県民でなくとも、今回の原発事故による汚染を免れた九州に対する新鮮な食材や保養、移住地としての価値に対する期待を裏切られるかもしれないとの、原告らの苦痛も筆舌に尽くしがたい。

あえてこれらを金銭に見積もるとすれば、最低でも、前記違法・無効事由一つにつき一人あたり1万円、合計10万円となる。これはこれまでの慰謝料請求裁判史上最低額ではないかと思料する。

- 3 原告らは、被告違法行為の数々に対する損害の賠償を求めて本訴を提起せざるを得ず、またそのために弁護人に委任し、円滑に手続きを進めざるを得なかった。

この弁護費用について被告の違法行為と因果関係のあるものは、総

請求の1割である金142万円である。

第5 結論

- 1 よって原告らは、国家賠償法1条により、北橋健治北九州市市長並びに村井嘉浩宮城県知事の各違法行為によって生じた損害の賠償と、本訴状送達の日から支払済みまで年5%の遅延損害金の支払いを求めて、本訴に及ぶものである。

以上

証拠方法

- 1 甲1号証 業務委託契約書(写し)
- 2 甲2号証 警告書
- 3 甲3号証 警告書(メールで送ったもの)
- 4 甲4号証 試験焼却に関する覚書
- 5 甲5号証 試験焼却に関する委託契約書
- 6 甲6号証 3/12決議
- 7 甲7号証 反対声明
- 8 甲8号証 意見書(自治体の役割)
- 9 甲9号証 がれき受入に反対します
- 10 甲10号証 がれき受入の中止を求める要請書
- 11 甲11号証 がれき受入に対する意見書
- 12 甲12号証 検討会の委員のやり直し要請書
- 13 甲13号証 がれき受入反対申し入れ書
- 14 甲14号証 市民の皆様、北橋市長様
- 15 甲15号証 ドイツ勧告
- 16 甲16号証 広域処理の問題点
- 17 甲17号証 広域処理協力要請書
- 18 甲18号証 瓦礫処理予算本会議可決
- 19 甲19号証 タウンミーティングアンケート集計結果
- 20 甲20号証 戸畑区説明会アンケート
- 21 甲21号証 小倉南区説明会アンケート
- 22 甲22号証 小倉北区説明会アンケート
- 23 甲23号証 八幡西区説明会アンケート
- 24 甲24号証 八幡東区説明会アンケート
- 25 甲25号証 門司区説明会アンケート
- 26 甲26号証 若松区説明会アンケート
- 27 甲27号証 ネット監視記事

- 28 甲 28 号証 いのちを守る森の防潮堤決議案
- 29 甲 29 号証 森の防潮堤決議記事
- 30 甲 30 号証 宮城県議会 6 月 27・28 日質問と答弁
- 31 甲 31 号証 札幌市長の広域処理に対する意見表明
- 32 甲 32 号証 震災がれき焼却試験後の健康調査レポート
- 33 甲 33 号証 小学生用がれきチラシ
- 34 甲 34 号証 新聞記事 1 (6 月 17 日のもの)
- 35 甲 35 号証 新聞記事 2 輸送費など考慮
- 36 甲 36 号証 新聞記事 3 大分での処理取り下げ
- 37 甲 37 号証 新聞記事 4 兵庫県白紙
- 38 甲 38 号証 モーニングバード翻訳版

添付書類

証拠書類 甲 1～38 号証 各 1 通(写し)
訴訟委任状 141 枚

原告の氏名・住所 個人情報により省略

